

～全ての生徒が安心して教育を受けられるために～

専攻科の生徒向け

高校生等奨学給付金を支給します

(福岡県私立高校生等奨学給付金募集要項(通常申請分))

福岡県では、授業料以外の教育費の負担を軽減するために返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給します。対象となる世帯は、忘れずに御申請ください。

1 対象となる世帯

令和8年7月1日現在、次の全てに該当する世帯

① 生徒の生計維持者(※)が福岡県内に住所を有すること

※父母2名(ひとり親等の場合は父または母1名、父母がいない場合は生徒の生計を維持しているもの1名、
生徒の生計を維持しているものがない場合は生徒本人)

② 生徒が私立高等学校等専攻科に在学していること

生徒が高等学校専攻科修学支援金の支給を受ける資格を有する者であることが必要です

③ 生徒の国籍、在留資格が下記のいずれかに該当すること

- (1)日本国籍 (2)特別永住者 (3)永住者 (4)日本人の配偶者等 (5)永住者の配偶者等
(6)定住者(日本に永住する意志あり) (7)家族滞在(小学校及び中学校を卒業した者であって
高校卒業後日本で就労する意志あり)

④ 下記のいずれかの区分に該当すること

- ・ E 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税
- ・ F 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が 105,500 円未満
- ・ G 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満で、
扶養する子が3人以上いる世帯

※生徒の在留資格が③に挙げる在留資格に該当しない場合も支給の対象となりますが、F または G の
世帯区分は給付額が令和7年度の制度(旧制度)の金額となります。

ただし、以下の要件に該当する場合は対象外となります。

- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)が措置されている者
- ・他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者
- ・保護者等の中に、令和8年1月1日時点で海外に居住しており、住民税の課税情報が取得できない者がいる場合
- ・令和8年4月1日以降に入学した新入生で、在留資格が留学である者

2 奨学給付金の支給額

世帯区分	支給額 (新制度)	支給額 (旧制度)
E 住民税所得割非課税世帯	52, 100円	
F 住民税所得割 105,500 円未満	17, 370円	10, 420円
G 住民税所得割 105,500 円以上 264,500 円未満で扶養する子が3人以上	13, 030円	

※国籍、在留資格により支給額が異なります。

支給額(新制度):生徒の国籍、在留資格が下記のいずれかの場合

①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者(日本に永住する意志あり) ⑦家族滞在(小学校及び中学校を卒業した者であって高校卒業後日就労する意志あり)

支給額(旧制度):上記支給額(新制度)の対象となる国籍、在留資格に該当しない場合

※ 新入生早期分を受給済みの方の通常申請での支給額は、支給済額(年額の4分の1)を差し引いた金額になります。

3 申請書類

以下の提出書類①、②を全て準備いただき、提出をお願いします。

①は全員提出とし、②については、区分に応じて必要な書類を提出してください。

種類	対象者	提出書類
① 共通書類	申請者全員	・福岡県高校生等奨学給付金申請書(様式1-5【専攻科通常】) ※通帳の見開き部分の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの)を貼付 ・生計維持者全員分の令和8年度課税証明書又は非課税証明書等(写しの提出可) ・在学証明書(学校を経由して申請する場合は不要です) ・個人対象要件証明書(学校を経由して申請する場合は不要です)
② 生徒の国籍別の提出書類	生徒が日本国籍	・生徒本人の住民票(本籍の記載のあるもの、原本で提出)
	生徒が日本国籍以外	下記の書類のいずれかを提出 ・特別永住者証明書の写し ・在留カードの写し ・生徒本人の住民票(国籍・在留資格・在留期間の記載のあるもの) 在留資格が家族滞在の場合下記の3点も併せて提出 ・日本の小学校の卒業証明書(写し可) ・日本の中学校の卒業証明書(写し可) ・日本の高等学校の卒業証明書(写し可)

4 申請手続について

福岡県の申請期限: 令和8年8月31日(月)

- ・ 提出方法については、学校の指示に従ってください。
- ・ 奨学給付金については福岡県庁ホームページにも掲載しています。

(URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h26-shogakukyuhukin.html>)

※学校より県に直接申請するよう指示があった方については、申請書等を添付しておりますので、上記ホームページより印刷してください。

なお、ご家庭等に印刷する環境が無い方についても、同ホームページに資料請求方法等を記載しておりますので、ご確認ください。

※生徒一人につき、それぞれ申請が必要です。兄弟姉妹の提出漏れがないよう十分に注意してください。

※基準日時点(7月1日)で保護者等が福岡県外に在住する生徒は、保護者等が在住する都道府県に申請してください。

5 家計急変世帯への支援について

令和8年1月1日～令和8年12月31日の期間に災害等により収入が減少した結果、「1 対象となる世帯」

④の世帯区分 E、F、G に相当する状況となった世帯が対象です。

申請期限は令和9年2月26日(金)です。

※申請区分は家計急変以外の申請の場合と同じです。(生活保護区分は家計急変の対象外です。)

※申請先となる都道府県は基準日(申請日の翌月1日(申請日が1日の場合はその日))に保護者等が在住している都道府県です。

提出書類

- ・ 福岡県高校生等奨学給付金申請書(様式1-6【専攻科急変】)
- ・ 高校生等奨学給付金(家計急変)申立書
- ・ 通帳の見開き部分の写し等(金融機関名、支店名、口座番号、名義人などの分かるもの)
- ・ 令和8年度課税証明書(写しの提出可)
- ・ 家計急変後の収入を証明する書類
※詳細は、申請書別紙「家計急変対象者であることの証明書類一覧表」を確認してください。
- ・ 修学支援金支給決定通知の写し(または 3 申請書類 に記載の国籍、在留資格ごとの添付書類)

給付額について

i) 7月1日までに家計急変が発生した者→家計急変後の世帯区分に応じた金額を支給

ii) 7月2日以降に家計急変が発生した者→発生日に応じた月割り額を支給

※家計急変日の属する月の翌月(急変日が1日の場合は当該月)以降の月数で算出

(例1) 10月1日に家計急変が発生した場合(E区分世帯)

$52,100円 \times 6月(10月 \sim 翌年3月) \div 12月 = 26,050円$

(例2) 12月31日に家計急変が発生した場合(E区分世帯)

$52,100円 \times 3月(翌年1月 \sim 翌年3月) \div 12月 = 13,025円$

※給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点を切り捨てます。

収入基準について

確認書類をもとに、家計急変発生後1年間の年収を推計し、所得割合算額の見込が非課税の世帯に該当するか判断します。

- ・収入見込額には退職金等の一時的な所得のほか、失業手当や傷病手当等の非課税所得は含めないものとします。
- ・会社作成の給与見込等がなく、給与月額等で年収を推計する場合は、次の計算方法によるものとします。

原則として、(3か月の平均給与月額×12月)＋賞与(見込)額

ただし、追加書類の提出を求める場合があります。

6 支給方法及び注意事項

- ・支給決定後、学校(福岡県に直接申請した方は福岡県)を通じて振込予定日を記載した支給決定通知書を送付し、申請者の指定する口座に振り込みます。支給日は、10月下旬～翌年1月の間の予定です。**支給決定通知前に振込日をお問い合わせいただいても回答できかねますので、ご了承ください。**
- ・支給は原則として学校毎の審査が終了したものから順次行いますが、書類不備等により学校毎の審査完了までに時間を要する場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- ・申請後、奨学給付金支給口座の凍結や名義変更が発生した場合は、速やかに学校(福岡県に直接申請した方は福岡県)に連絡してください。(連絡が遅れると、給付金の支給ができなくなる場合があります。)
- ・奨学給付金の支給口座については、控えを取る等して必ず忘れないようにしてください。
(個人情報となりますので、お問い合わせに対して回答を差し控えさせていただくことがあります。)

お問合せ先・申請書提出先

福岡県 人材育成・活躍推進部 私学振興・青少年育成局 私学振興課 修学支援係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話 092-643-3139

